

令和8年5月29日 回答

質 問 内 容	回 答
<p>教材内に第三者が権利を有するキャラクターやマスコット等の既存 IP や監修素材を活用する場合、「仕様書 6 (5)」にある「製作物の著作権は県に帰属する」との取り扱いとどのように整合させるべきか、ご教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下「知的財産権等」という。）について、あらかじめ権利処理が完了している素材のみを使用すること。 ・ 受託者は、本委託の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証するものとし、映像、イラスト、写真、人物、その他の資料等について第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の前にあらかじめ県に通知すること。 ・ 第三者との間で発生する知的財産権等に関する許諾手続き、使用料の負担及びその他の責任は全て受託者が負うものとする。 ・ その他、知的財産権等に関して疑義が生じた場合には、別途県と受託者との協議の上、決定するものとする。 ・ 本事業において新規の製作物（撮影データ、業務報告書等）の著作権は県に帰属するが、第三者が保有する既存の知的財産（IP）については、それらの権利関係は原権利者に帰属しており、県に著作権が譲渡されるものではない。
<p>仕様書 4 (3) カにある「高校生が AI 技術（生成 AI の活用やデータ分析等）を課題解決に組み込むこと」について、想定されているテーマ・方向性・課題例を教えてください。また、産業イノベーション推進課との連携に際し、現時点で想定されている企業課題や重点テーマがあれば共有願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI 分野におけるテーマ・方向性・課題例について、特に想定していない。高校生向けは、AI 技術（生成 AI 活用やデータ分析等）を課題解決にどう組み込むかについての内容を、委託業者が検討すること。 ・ 各カテゴリーとも、静岡県産業イノベーション推進課が実施予定の「次世代エンジニア育成コンテスト」への作品提出を目標とし、参加者がコンテストに作品を提出できる講座内容とすることを求めた連携である。今後、「次世代エンジニア育成コンテスト」の募集要項が公表された時点で、具体的な連携方法は静岡県産業イノベーション推進課及び高校教育課と協議をすること。